

議案第35号（令和7年度阿見町一般会計予算）に関する附帯決議

地方自治体における基金は、地域の発展、災害対策、そして財政健全化を実現するために不可欠な要素である。自治体が将来にわたって持続可能な運営を行うためには、財政調整基金を始めとした基金を適切に運用・管理し、柔軟かつ安定した財政基盤を構築することが求められるとともに、財政運営の透明性と健全性を確保するためには、地方財政法に基づく適正な処理を行うことが求められる。

よって、下記の事項に十分留意されるよう、強く要望する。

記

1. 財政調整基金の適切な運用

予算編成において、基金繰入金の額が大幅に増加していることに鑑み、財政調整基金の適切かつ慎重な運用を行うこと。

2. 地方財政法に基づく適正な処理

決算上剰余金は、地方財政法に基づき財政調整基金に適正に積み立て、または地方債償還の財源として活用すること。

3. 基金繰替運用時の利子に係る検討

基金繰替運用時の利子については、無利子で運用をしているが、利子を設定することの必要性について検討すること。

以上決議する。

令和7年3月18日

阿 見 町 議 会